

今話題の電子帳簿保存法とは！？

そもそも電子帳簿保存法とはどんなものなの？

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、ペーパーレス化の促進等を目的とし、各税法で原則「紙」での保存が義務付けられている帳簿書類等について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく次の3種類に区分されます。

①電子帳簿等保存

電子的に作成した仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿・書類をデータのまま保存

②スキャナ保存

紙で授受・作成した領収書や請求書などの書類を画像データで保存

※手書きで作成されたものは適用外

③電子取引

メールなど電子的に授受した取引情報をデータで保存



電子帳簿保存法が改正されました

①税務署長の事前承認制度が廃止されました。

電子的に作成した国税関係帳簿（仕訳帳や総勘定元帳等）を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認が不要となります。※令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類及びスキャナ保存について適用

②優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません）。

※令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

③最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。

※令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

④タイムスタンプ要件、検索等について、要件が緩和されました。

(1)タイムスタンプの付与期間が、最長約2カ月プラス概ね7営業日以内とされました。

(2)受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。

(3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務署職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

※令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

⑤電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関して生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

※令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

⑥次の項目が廃止されました。

- (1) 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等）の廃止
- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置の廃止

電子帳簿保存のメリットとデメリットって？

メリット

- ①書類保存場所が不要
- ②過去書類の閲覧に時間をとられない
- ③保存書類を紛失しない
- ④オフィス移動時に書類の運搬が不要
- ⑤地球環境にやさしい など



デメリット

- ①電子帳簿保存法に適合するシステム導入コストがかかる
- ②システム障害のリスク
- ③担当者教育が必要であり、業務手順の確認が必要
- ④データのバックアップ等、定期的な運用の見直しが必要 など



電子帳簿保存法の改正は来年1月から適用されます。電子帳簿保存法の活用にはシステムの改修等が必要となる可能性がありますので、対応をしていない事業者は対応の検討が必要になります。早めの検討をお勧めします。